

令和 7 年度
高槻市立第一中学校
いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの判断

いじめ防止対策推進法の定義に基づいて判断します。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

ア．法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえます。

例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行います。

イ．個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた生徒の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断します。

ウ. いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」を活用して行います。

エ. 好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有します。

オ. いじめの中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に高槻警察に相談するものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあります。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図ります。

(2) 基本方針

中学生は社会的に自立をする時期ですが、精神的な面や人間関係を築く面では、まだまだ未熟です。そのため、仲間ともめたり、傷つけたり、傷つけられたりすることが日常的に起こります。これらの行為は、いじめ対策推進法の定義では、いじめに該当することから、学校はいじめの意図がないケースであっても、法律に定められている手続きを踏まえた対応をします。

一方で、生徒が社会的に自立をしていくためには、問題を自分たちの力で解決していくことも必要です。学校の役割は手続きを踏まえて対応することではなく、教育をすることです。つまり、生徒たちが中学校生活の中で、挫折したり、困難にぶつかったり、失敗したり、友だちともめたりしたことを教材にして教育的指導を行い、生徒を成熟した大人に成長させることです。

したがって、本校のいじめの指導にかかる基本方針は、次の通りとします。

いじめの指導にかかる基本方針

1. 本校の教職員は、生徒理解を深め、すべての生徒が安全に安心して学ぶことができるよう努めます。
2. 本校の教職員は、すべての教育活動を通して、人間尊重の精神を養う指導や支援を粘り強く行います。
3. 本校の教職員は、生徒たちが挫折や対立を乗り越えようとする過程をしっかりと見守り、成長につながる指導や支援を継続して行います。

また、いじめ防止対策推進法の第 3 条は、「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。」となっています。

法律の基本理念は、学校だけで指導や支援を行うのではなく、社会全体が当事者となり、大人全体の連携・協力によって子どもを育てるということです。

そのため、本校のいじめ対策に対する基本的な考え方を保護者や地域の方とも広く共有し、すべての生徒の権利利益を擁護し、その健全な心身の成長及び人格の形成に資する学校づくりを進めてまいります。

(3) 基本認識

本校では健全な心身の成長及び人格の形成に資する指導を粘り強く行います。

いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることや、「誰もが加害者にも被害者にもなり得る」ものであることを十分認識し、児童（生徒）が同じ失敗をくり返すことがないように、一人ひとりの成長につながる指導を行います。

いじめの早期発見や早期対応に努め、いじめの兆候に気付いた場合は、いじめ不登校対策委員会を中心に、以下の基本認識を持ちながら、生徒一人ひとりに応じた指導や支援を組織的に行います。

ア. 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を持って対応します。

教職員はいじめという行為はぜったいに許されないという姿勢で指導を行います。

また、いじめをはやし立てたり面白がったりする行為や、周辺で傍観したりする行為はいじめに加担することになり、いじめと同様に許されないという認識のもと、関わったすべての生徒が、いじめを受けた生徒の思いを汲み取り、人権尊重の立場に立った行動ができるよう継続的な指導を行います。

イ. いじめを受けている生徒の立場に立ち、早期発見に努めます。

校内の教育相談体制を充実させ、生徒の表面的な言動にとらわれずに、内面の悩みや願いを受け止め、生徒の発するサインを見逃さずに鋭敏に感知するよう努めます。

特に学級担任は、自分の学級でもいじめ事象が発生し得るという危機意識を常に持ち、生徒の人間関係や生活の状況を日ごろから綿密に観察し、早期発見に努めます。

ウ. いじめ不登校対策委員会を中心に、組織的な対応を行います。

いじめの兆候に気づいた場合は、速やかに管理職に報告するとともに、いじめ不登校対策委員会が中心となり、正確な事実を明らかにするための調査を組織的に行います。

また、全教職員が連携し、速やかにいじめ行為をやめさせます。

エ. いじめを受けている生徒及び保護者に対する支援を継続して行います。

いじめを受けている生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと安全確保に努めます。

また、保護者に事実経過や対策について十分に説明し、保護者の協力も得ながら生徒に対する支援を行います。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を継続して行います。

オ. いじめに関係した生徒の保護者と連携し、指導や支援を継続して行います。

いじめの解決のためには保護者が極めて重要な役割を担っておられることから、関係する保護者にも事実経過や学校の指導方針を丁寧に説明します。

特に、生徒が過ちに気づき、心から反省し、好ましい人間関係を築けるようになるためには、保護者の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさが必要であることから、保護者との協議を十分に行い、指導方針や内容についての共通理解を図り、連携・協力して指導を行います。

カ. 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、関係機関と連携して毅然とした指導を行います。

犯罪行為として取り扱うべき、いじめが発生した場合や、学校だけで解決が困難な事態が発生した場合は、高槻警察署少年係や茨木少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等と連携して指導を行います。

2. いじめ対策のための組織

① 名 称 第一中学校いじめ不登校対策委員会

② 構成員

校長

教頭

首席

生徒指導主事

学年主任

学年生徒指導担当

特別支援教育コーディネーター

養護教諭

スクールカウンセラー

※内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めます。

③ 活 動

(未然防止・早期発見) … 隔週での会議の実施

ア. 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

イ. 未然防止のための年間指導計画の策定・実施・評価

ウ. 早期発見のための年間指導計画の策定・実施・評価

エ. 教職員の資質向上のための校内研修の計画の策定・実施・評価

オ. 各取組の効果検証

(事案対応) … 緊急に召集

ア. いじめ事案の事実調査

イ. ケース検討会議の開催（指導・支援方針の策定、役割分担）

ウ. 指導・支援の進捗管理

3. 未然防止の取組

誰もが、いじめの加害者にも被害者にもなり得るものであることを踏まえ、以下の教育活動を通して、いじめの未然防止に取り組みます。

(学級経営)

- ① 日常の指導を通して、生徒一人ひとりに次のような認識を育てます。
 - ア. いじめは人として絶対に許されないということ
 - イ. いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということ
 - ウ. いじめを大人に伝えることは正しい行為であるということ
- ② 生徒の発達段階を踏まえ、グループ内での生徒の人間関係の変化を的確に捉え、学級経営やグループ指導を行います。
- ③ 教職員の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎みます。

(日常的な指導)

- ① 高槻市の中学生が集まって決めた「中学生宣言文」をもとに指導をします。
 - i. 私たちは、相手の心と体を傷つける「いじめ」をしません。
 - ii. 私たちは、仲間との関係を断ち切る「いじめ」をゆるしません。
 - iii. 私たちは、「いじめ」を自分の問題として考えます。
 - iv. 私たちは、「いじめ」をなくすため、つながりをつくる行動を起こします。
- ② いじめを受けた生徒が、友人、教職員、保護者に相談できるよう、生徒を徹底して守り抜くということを、教職員が言葉と態度で示します。
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんの子どもいじめ110番』等、校内外の相談場所を周知します。

(道徳科の時間)

道徳科の指導を通して、次のような道徳的実践力を育成します。

- ア. 自尊感情を育て、自ら主体的に考え、判断することができる。
- イ. 他者に対して思いやりや信頼の気持ちを持ち、共に支え合える。
- ウ. お互いの違いを認め合い、高まり合える集団を創ろうとする。
- エ. 差別や偏見がなく、すべての人の権利が尊重される社会をつくるために行動しようとする。

(特別活動)

特別活動の指導を通して、次のような資質・能力を育成します。

- ア. 自己理解や他者理解を深める取り組みを行うことにより、違いを尊重する力を身に着ける。
- イ. 一人ひとりが学級の役割を分担し、係や班活動を通して、学級生活や学校生活の向上に努める態度を育てる。
- ウ. お互いの人権を尊重するため、学級や学年の課題について、話し合い活動を通して解決する力を育てる。
- エ. 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるようにする。

(部活動)

部活動の指導を通して、次のような生徒を育てます。

- ア. 気持ちのいい挨拶ができる
- イ. ルールやマナーを守ることができる
- ウ. 困難なことでも最後まであきらめずに取り組むことができる
- エ. 違いを尊重し、チームワークを大切にする
- オ. 自分の頭で考え、伝えることができる
- カ. 相手や審判に敬意をはらい、活動を支えてくれている人に感謝する

4. 早期発見の取組

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることを十分認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ちます。

また、いじめを積極的に認知するため、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努めます。

（日常的な観察）

- ① 日常の観察により生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めます。
- ② 生徒や保護者からのいじめの訴えや情報については、真剣に受け止め、すみやかにいじめ不登校対策委員会において情報交換するなど、適切かつ迅速な組織対応を図ります。
- ③ 生徒指導上の課題が多くあるときには、同時にいじめが起こっている場合もあることに留意し、一人ひとりの状況把握をより丁寧に行います。

（アンケート・教育相談の実施）

- ① いじめやストレスに関するアンケート調査を定期的に行います。
- ② スクールカウンセラーによる教育相談を週に1回受け付けます。
（日時）毎週木曜日
（場所）心の教室など
（予約）原則として教頭、生徒指導担当者、担任等に事前に予約してください。予約が入っていないければ、即日対応も可能です。
- ③ 教員や養護教諭による定期相談などの教育相談を行います。

教育相談	学校生活の様々な機会を利用して行う教育相談
呼び出し相談	悩みや心配事を抱えていると思われる生徒を呼んで行う教育相談
2者懇談	すべての生徒を対象に期間を設けて行う教育相談

特に配慮が必要な生徒

特に配慮が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒の理解を深める指導を行います。

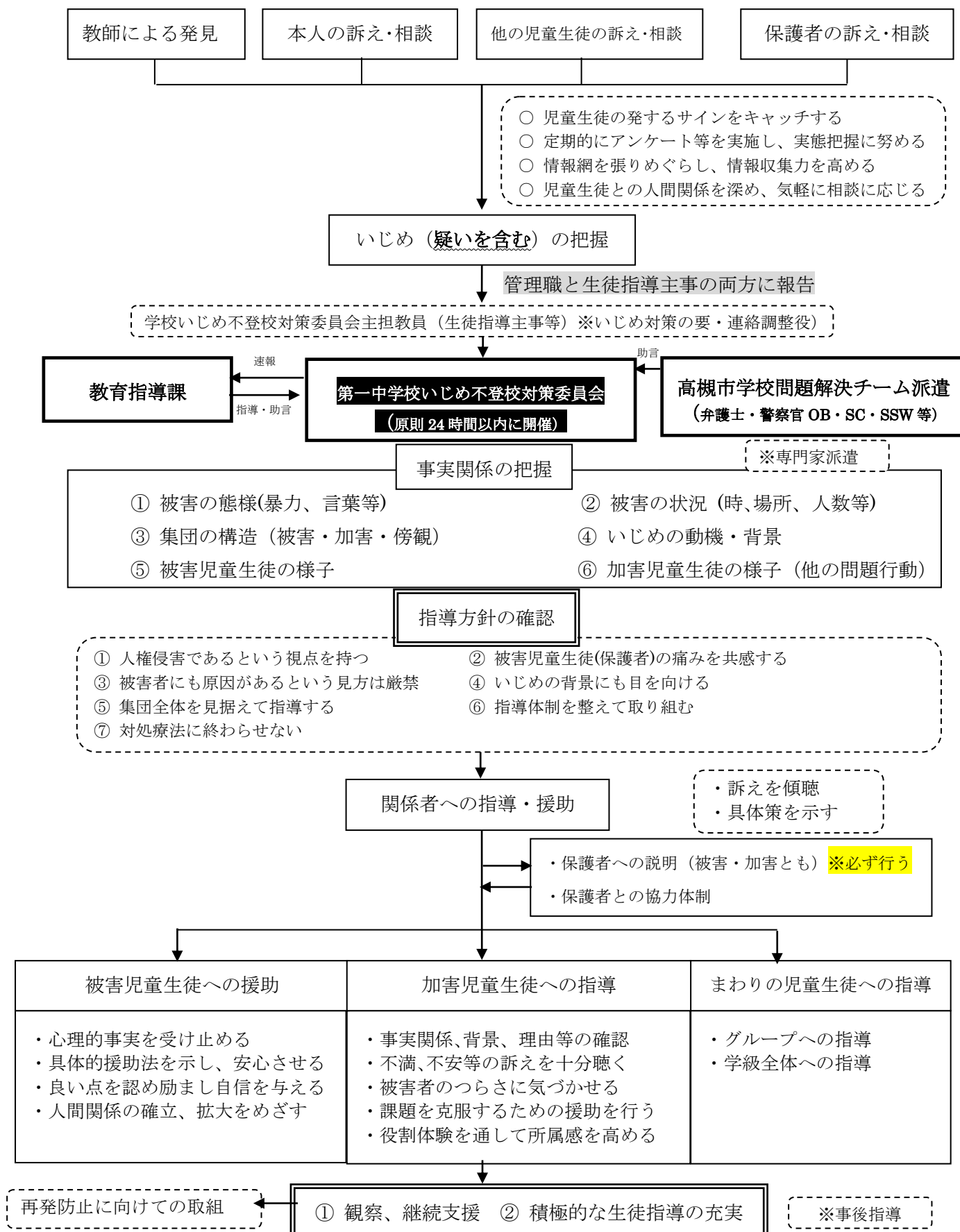
（校内研修の実施）

- ① いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、生徒理解を深める研修や事例研究などの実践的な研修を実施します。

5. いじめに対する措置

いじめの兆候に気づいた場合は、基本的には下記の流れで組織的な対応を行います。

学校いじめ事案対応フローチャート



(組織的な対応)

- ① いじめ不登校対策委員会を中心にきめ細かな状況把握と適切な指導と支援に努めます。

(事実関係の究明)

- ① いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら、丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの生徒からの情報収集を行い、正確な事実関係の把握を迅速に行います。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けた生徒からの訴えが弱いことを理由に事案を軽視したり、いじめを行った側といじめを受けた側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠いたりすることがないように努めます。

(いじめを行った生徒への指導・措置)

- ① いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮をしつつ、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行います。
- ② いじめ行為をくり返すなど、深い反省が見られない生徒に対しては、一定期間、校内において、通常の学級とは異なる場所で特別の指導計画を立てて指導をします。
- ③ ②の指導を行っても改善が見られない場合や、いじめの状況が一定の限度を超える場合※には、いじめを受けた生徒を守るために、いじめを行った生徒に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりします。

※ 暴行や傷害、恐喝など犯罪行為に当たるような行為については、警察との連携を積極的に図っていきます。

- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行います。

(いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応)

- ① いじめの解決に向けての様々な取組を進め、徹底して守り通します。
- ② いじめを受けた生徒の立場に立って、生徒が望む場合は、緊急避難としての措置を検討します。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障が生ずることのないように十分留意します。
- ③ いじめを受けた生徒に配慮するという観点から、必要な場合は、班や座席替えなども検討します。

(いじめの解消)

単に謝罪をもって安易にいじめを解消とするのではなく、その後の様子を学校全体で丁寧に見守り、下記のア、イをもって、解消とみなします。

ア． いじめの行為が止んでいること

概ね3ヶ月間、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること。

イ． 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかわる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、その後も生徒の様子を見守ります。

5. その他

(1) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめ防止基本方針については、年度当初に保護者説明会を開催して説明するとともに、ホームページでも公表し、保護者や地域住民の理解や協力を求めます。
- ② いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応します。また、PTA役員や常任委員、学校評議員、地域の代表者への情報提供や意見交換の機会を設け、家庭・地域社会との連携を積極的に図ります。
- ③ 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、情報提供を行うことにより、生徒の健全育成や人格形成のために、保護者や地域住民の協力を求めます。

(2) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者と連携して、書き込み箇所の内容を確認するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査を行います。
- ② 書き込みへの対応については、被害にあった生徒及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該生徒の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署、教育委員会等、外部機関と連携して対応します。
- ③ インターネットやSNS（LINE等）には、いじめを生み、拡大させる土壤があることや、参加者は意図がなくても加害者になるという危険性があることを十分に認識し、トラブルの早期発見に努めます。
- ④ ネットトラブルは、学校では発見しにくいことから、学校と保護者の連携や、保護者同士の連携協力をお願いします。
- ⑤ 情報リテラシーに関する教育を進め、「情報の受け手」や「情報の発信者」として必要な知識・能力を育成します。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行います。

- ア. 重大事態の疑いがある旨を、教育委員会にすみやかに報告します。
- イ. 教育委員会と協議の上、当該事案を調査する組織を設置します。
- ウ. 上記組織を中心として、いじめの事実関係や学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

オ. いじめ防止等に関する年間計画

	生徒会活動	学級活動 学校行事	道徳 教育	総合学習	アンケート 教育相談	研修	いじめ防止等
4月	新入生オリエンテーション	学級づくり 学年開き 学年・クラス目標 委員・係決め 席替えについて	希望と勇気 よりよく生 きる喜び	1年生 探求スキル 2年生 地域学習 3年生 都市計画	家庭訪問 二者懇談	校内研修 学校安全・不登校 生徒理解・支援 学力向上	いじめ不登校対策委員会
5月	生徒総会	合宿 校外学習 修学旅行	公平・公正 友情・信頼				小中連携 いじめ不登校対策委員会
6月	ベル着運動 あいさつ運動等 (生活委員) プール清掃	交通安全学習 犯罪非行防止教室	社会参画 国際理解		生活アンケート① 意識調査① 二者懇談		いじめ不登校対策委員会 ※意識調査分析 保護者説明会
7月	集会 大掃除	情報モラル教室	自主・自律 より良い学 校生活		三者懇談		小中連携 いじめ不登校対策委員会 <u>旧学期末集約</u>
8月						校内研修 学力向上 特別支援	
9月		行事取り組み	違法精神 国際理解				小中連携 いじめ不登校対策委員会
10月	体育祭 後期役員選挙	行事取り組み 前期振り返り 委員会・係決め	公共の精神			校内研修 特別支援	いじめ不登校対策委員会 生徒指導ヒアリング
11月			思いやり 勤労	1年生 多文化共生 2年生 キャリア教育 (職業) 3年生 キャリア教育 (進路)	生活アンケート② 意識調査② 二者懇談		小中連携 いじめ不登校対策委員会 ※意識調査分析
12月	換気チェック (保健委員) 集会		伝統と文 化の尊重		三者懇談	校内研修 生徒指導	いじめ不登校対策委員会 <u>旧学期末集約</u>
1月	ペットボトルキ ャップの回収 (ボランティア委員)	新年の目標	相互理解 感動				いじめ不登校対策委員会 小中連携
2月	生徒会サミット	後期振り返り クラスミーティング	真理の探究		生活アンケート③ 教育相談		いじめ不登校対策委員会 ※意識調査分析
3月	修了式 大掃除	次年度へ向けて	郷土の伝統と 文化の尊重		意識調査③		いじめ不登校対策委員会 生徒指導ヒアリング <u>年度末総括</u>

<高槻市の相談窓口>

- 『はにたんの子どもいじめ110番』



QRコードを読み取っていただくと、
『はにたんの子どもいじめ110番』の
ページにつながります。

- 高槻市教育センター

『電話教育相談』 072-673-0783

* 12:30～16:30 月～金曜日（祝日を除く）

『面接相談』 072-675-0398

* 予約の受付 10:00～17:00 月～金曜日（祝日を除く）

<大阪府の相談窓口>

- 『すこやか教育相談24』

0120-0-78310（※平成28年4月1日より番号が変更されています。）

* 24時間対応の電話相談窓口です。

* IP電話からはかかりません。

- 大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン（子どもからの相談）

06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン（保護者からの相談）

06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

しなやかホットライン（教職員からの相談）

06-6607-7363 Eメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

* 電話相談 月曜日～金曜日 9:30～17:30（祝日・年末年始は休み）

* Eメール相談 24時間受付（回答は後日になります）

* FAX相談 FAX番号（06-6607-9826）

- 被害者救済システム『子ども家庭相談室』

0120-928-704（無料電話 18歳未満のみの対応）

06-4394-8754（保護者等）

* 大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。

* 10:00～20:00 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

生活アンケートの実施について

【アンケート１（学校生活全体の生徒の状況を問う内容）の特徴】

- 日々の学校生活で生徒が感じている思いを尋ねることで、学級や生徒の心情の変化に気づき、生徒の不安や悩みを早期に発見できる。
- 日々の学校生活全般に関わる質問内容なので、回答しやすい。
- 学校生活全般における生徒の状況を把握しやすいため、いじめをはじめ、不登校の早期発見にもつながる。
- 回答をもとに、教員が日々の生活を振り返り、学級の状況について分析する力が育成される。

【アンケート２（学校生活全体の生徒の状況を問う内容）の特徴】

- 授業づくり、集団づくりの観点から、意識調査を実施している。
- 集団の様子・個別の様子等の確認から、取り組み等の振り返りに活用する。
- 生徒が普段の生活や授業等を振り返ることができる内容になっている。

※具体的ないじめ事象を把握したいときはアンケート１、日常的な児童生徒の状況を把握したいときはアンケート２を参考にアンケートを実施するようにしている。

【アンケート調査後の扱い方について】

- ① アンケート回収後、その日のうちに担任は職員室でアンケートの回答内容について確認し、気になる回答については付箋を貼るなどして、学年・生徒指導担当で共有する。
- ② アンケートをもとに、２者懇談（教育相談を実施）して、子どもたちと話す時間を設けるようにしている。
- ③ 付箋を貼ったアンケート用紙を、いじめ不登校対策委員会へ提出し、その後の対策について検討する。

【アンケート実施のポイント】

- ・落ち着いて取り組める時間帯を工夫し実施する。
- ・実施時の雰囲気注意到意し、ふざけないで正直に答えてほしいことを伝える。
- ・必ず教員が机間を回って回収し、生徒が回収するのは避ける。
- ・アンケートの回答状況を教職員で情報交換し、その対策について相談し合うことが重要であり、担任一人がアンケート結果を抱え込まないよう留意する。

生活安心アンケート（１）

このアンケートは、みんなが気持ちよく生活を送るために行います。今困っていることはないか、真剣に正直に答えてください。

１．自分の気持ちに合う数字に○をつけてください。

1	学校の生活は楽しいですか	楽しくない 1・2・3・4 とても楽しい
2	仲の良い友だちがいますか。	いない 1・2・3・4 たくさんいる

２．次のことが、自分に当てはまるときは○を、当てはまらないときには×をつけてください。

項 目		○ ×
1	学校に行きたくない日がある	
2	朝からおなかが痛かったり、頭が痛い日がある	
3	お金や持ち物を取られる、こわされる、かくされる	
4	嫌なあだ名やよび方で呼ばれる	
5	仲間外れにされたり、無視される	
6	悪口を言われたり、嫌なうわさを流される	
7	ちょっかいをかけられたり、嫌な遊びでからかわれる	
8	嫌なことを無理やりやらされる	
9	故意にぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする	
10	みんなの前で笑われたり、バカにされる	
11	LINE 等の SNS に悪口などを書かれる	
12	生きているのがいやになることがある	
13	仲間はずれにしたり、無視をする	
14	相手がイヤかもしれないことを無理やりやらせる	
15	故意にぶつかったり、叩いたり蹴ったりする	
16	みんなの前で、誰かをバカにしたり、笑ったりする	

○学校でいじめにあったり、見たことはありませんか。あれば教えてください。

○学校生活に不安や悩みはありませんか。あれば教えてください。

()年()組()番 名前 ()

(中学校版)

[illegible]

- 現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の1から4の中から一つずつ選び、その番号のマークをぬりつぶしてください

1	あてはまる					2	どちらかといえば、当てはまる
3	どちらかといえば、当てはまらない					4	当てはまらない

ア	学校が楽しい	1 0	2 0	3 0	4 0
イ	みんなで何かをするのは楽しい	1 0	2 0	3 0	4 0
ウ	授業に主体的に取り組んでいる	1 0	2 0	3 0	4 0
エ	授業がよくわかる	1 0	2 0	3 0	4 0

- 4月になってから今までに、次のようなことを、この学校の生徒からされたり、反対にこの学校の生徒にしたりしましたか。当てはまるものを右の1から4の中から一つずつ選び、その番号のマークをぬりつぶしてください

1	まったくなかった				2	今までに2～3回あった（少しあった）
3	月に2～3回あった（あった）				4	週に1回以上あった（よくあった）

オ	叩かれたり、けられたり、強く押されたりした（暴力を受けた）	1 0	2 0	3 0	4 0
カ	暴力ではないが、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりした	1 0	2 0	3 0	4 0
キ	叩いたり、けったり、強く押したりした（暴力をふるった）	1 0	2 0	3 0	4 0
ク	暴力ではないが、いじわるをしたり、イヤな思いをさせたりした	1 0	2 0	3 0	4 0

- 何か困ったことがあるときに相談にのってくれる大人が周りにいますか。どちらかを選び、その番号のマークをぬりつぶしてください

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

ケ	相談にのってくれる大人が周りにいる	1 0	2 0
---	-------------------	--------	--------